

諫早市結婚活動支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

諫早市結婚活動支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、諫早市（以下「本市」という。）の婚活イベント等の実施にあたって、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により、本市に最も適した婚活イベント等を提案する事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務件名

諫早市結婚活動支援業務

(2) 業務内容

別紙1「諫早市結婚活動支援業務仕様書」（以下「仕様書」）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

3 調達方法

価格面及び企画内容を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する総合評価方式とする。

4 担当窓口

諫早市 地域政策部 移住定住推進課

住所：〒854-8601長崎県諫早市東小路町7番1号

電話： 0957-22-1500

電子メール：iju_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp

5 提案上限額

本事業に係る見積価格上限額は、2,624,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。本プロポーザルにおける提案時の見積額はこの金額を超えてはならない。ただし、この金額は契約時の予定価格とは異なるものであることに留意すること。

6 スケジュール

内 容	期 間 等
公募開始（公告）	令和8年5月22日（金）
質問書の提出期限	令和8年6月 3日（水）
質問に対する回答	令和8年6月10日（水）
参加申込書等の提出期限	令和8年6月17日（水）
参加資格審査結果通知	令和8年6月24日（水）
見積書・企画提案書の提出期限	令和8年7月 3日（金）
企画提案書等書類審査（1次審査）※	令和8年7月上旬
1次審査結果通知※	令和8年7月上旬
プレゼンテーション審査（2次審査）	令和8年7月中旬
優先交渉権者決定（審査結果通知）	令和8年7月中旬
契約締結	令和8年7月下旬

※各日程については、変更が生じる場合もあるので注意すること。

※企画提案書の提出が3者以上であった場合、1次審査を実施する。

7 参加資格要件

参加者は参加表明書提出の時点において、次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1)参加申し込み時点において、令和8年度諫早市一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録を行っていること。または、諫早市一般競争（指名競争）入札参加資格者相当の資格を有していること。
- (2)プロポーザル参加資格の確認時点およびプロポーザル審査結果の通知日までの間において、本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない又は指名停止を受けることとなる事実が確認されていないこと。
- (3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団又は暴力団員およびそれら密接な関係を有するものでないこと。
- (5)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6)会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく清算の開始または破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

- (7)過去に、地方自治体において、婚活イベント等の実績を有していること。
- (8)他者の協力を提案に含む場合、当該事業者が上記（1）から（7）の資格要件の全てを満たしていること。

8 質問書の提出及び質問への回答

(1) 質問書の提出

(ア) 提出期限

令和8年6月 3日（水）午後5時まで

(イ) 提出書類

質問書（様式第1号）

(ウ) 提出方法

電子メールに限る。

※件名は「諫早市結婚活動支援事業プロポーザルに係る質問書_事業者名」とすること。

※電子メールの到達を電話で確認すること。

電話番号：0957-22-1500（内線：3782）

※提出先及び電話連絡先は「4 担当窓口」に記載のとおりとする。

(2) 回答

令和8年6月10日（水）までに諫早市ホームページに質疑応答を公表する。

9 参加申込書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は次のとおり参加申込書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月17日（水）午後5時まで

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出書類

令和8年度 諫早市一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録を行っている場合はア～オの資料を、登録を行っていない場合は全ての資料を提出すること。

(ア) 公開型プロポーザル参加申込書（様式第2号）

(イ) 参加資格に関する申立書（様式第3号）

(ウ) 企業概要書（様式第4号）

(エ) 受注業務実績調書（様式第5号）

(オ) 会社案内（パンフレット）

(カ) 納税証明書

市税	<ul style="list-style-type: none">・令和8年4月1日以降に発行されたもの。 <p>【市内業者・準市内業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・諫早市内に本社（本店）、支店又は営業所等を有する場合は、諫早市指定様式により債権管理課で証明を受け、提出してください。なお、債権管理課で証明を受ける際は、金融機関等で納付された法人市民税と市県民税（特別徴収）の領収書（直近のみで可）をご持参ください。・個人事業者は、事業主本人の市区町村民税に係る納税証明書を提出してください。 <p>【市外業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・本社本店及び支店、営業所等が諫早市外の場合は、本社本店の市区町村民税にかかる納税証明書を提出してください東京23区の法人は都民税。・個人事業者は、事業主本人の市区町村民税に係る納税証明書を提出してください。
国税	<ul style="list-style-type: none">・令和8年4月1日以降に発行されたもの。・税務署発行の納税証明書を提出してください。 <p>※法人は納税証明書「その3の3」 法人税及び消費税 ※個人は納税証明書「その3の2」 所得税及び消費税</p> <ul style="list-style-type: none">・非課税業者の場合は、その旨申し出てください。

(キ) 商業登記簿謄本又は代表者の身分（身元）証明書

※法人の場合は、令和8年4月1日以降に所轄法務局が発行した履歴事項全部証明書で、現状と相違ないもの。

※個人事業者の場合は、令和8年4月1日以降に代表者の本籍の市区町村が発行した身分（身元）証明書で、現状と相違ないもの。

日本国籍を有しない場合は、「住民票（国籍及び在留資格記載のもの）」を提出してください。

(ク) 委任状（様式6）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

※本社（本店）が諫早市外にあり、本委任状に記載された権限を代表者から支店長等に委任する場合は、提出してください。

※委任者は、実印を押印してください。※委任者は、実印を押印してください。

※受任者は、支店長之印又は営業所長之印など表示のある職印（若しくは個人印）を押印してください。

(ケ) 使用印鑑届(様式7)

※実印及び使用印を押印してください。

※上記「委任状」がある場合は、受任者印を使用印としてください。

※使用印は社印ではなく、代表者之印や支店長之印など、表示のある職印(若しくは個人印)を押印してください。

(コ) 印鑑証明書

※法人の場合は本社(本店)の所轄法務局、個人事業者の場合は住所地の市区町村が、令和8年4月1日以降に発行したものを提出してください。

(サ) 営業所等一覧表(様式8)

※本社(本店)を含め、全ての営業所(事業所)を記入してください。営業所(事業所)がない場合は、提出する必要はありません。

※様式で定めた項目等を含めたものであれば、申請者において作成された類似一覧表の提出でも可です。

(シ) 決算書類

<法人の場合>

- ・申請時直前2か年分の損益計算書及び貸借対照表
- ・利益処分計算書又は株主資本等変動計算書の写し

<個人の場合>

- ・申請時直前2か年分の所得税の確定申告の写し
- ・青色申告決算書の写し(青色申告の方のみ)
- ・収支内訳書の写し(白色申告の方のみ)

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。持参する場合は、土曜日・日曜日を除く日の午前9時から午後5時までにする。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

※提出先及び電話連絡先は「4 担当窓口」に記載のとおりとする。

(5) 結果通知

参加資格の審査結果については、令和8年6月24日(水)までに、参加申込を行った全ての事業者に対してメールで通知する。

10 企画提案書等の提出

上記9により、参加資格審査結果通知を受け、資格を有することを認められた事業者は、次に定めるところにより、企画提案書等を作成し提出すること。なお、提出書類は提出後の追加、修正等は認めない。

(1) 提出期限

令和8年7月 3日(金)午後5時まで

(2) 提出書類

(ア) 企画提案届出書(様式第9号) 1部

(イ) 企画提案書(任意様式) 6部

① 別紙「仕様書」及び「審査・評価要領」を参照し、具体的な提案を記載すること。

② 用紙は、A4片面印刷を基本とし、A4版を超えるものは折込でA4とすること。印刷色については白黒、カラーを問わない。

③ 用紙の下段中央にページ番号を付すこと。

④ 企画提案書には以下の内容を含むものとする。

ア 婚活イベント・セミナーの企画、運営方法

イ イベント・セミナーの広報手段

ウ 事業実績(官民間問わず、同種・類似業務の実績を具体的に記載)

エ その他、提案を評価する上で参考となる事項

(ウ) 業務実施体制(任意様式) 1部

(エ) 業務工程表(任意様式) 1部

仕様書に基づき、想定される工程を記載すること。

(オ) 提案見積書(様式第10号) 1部

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

※提出先及び電話連絡先は「4 担当窓口」に記載のとおりとする。

※電子メールの件名は「諫早市結婚活動支援業務プロポーザルに係る企画提案書等」とすること。

(4) その他

企画提案書等の提出は、1者につき1提案までとする。

1.1 優先交渉権者の選定

(1) 審査

審査は、「諫早市結婚活動支援業務プロポーザル選定委員会」において「諫早市結婚活動支援業務プロポーザル審査・評価要領」に基づき実施する。

【書類審査(1次審査)】

企画提案書等の内容について、企画提案者が3者以上であった場合は、評価基準に基づいて書類審査を実施し、企画提案提出者中上位3者程度を選定する。

【プレゼンテーション審査(2次審査)】

対面で開催する選定委員会において、提案書等の内容について、プレゼンテーションおよび質疑応答を実施し、評価基準に基づいて審査する。

◎プレゼンテーション(予定)

※実施日、実施場所等詳細については参加資格審査結果通知と同時に通知する。

①実施予定日 令和8年7月中旬

②実施場所 諫早市役所

③出席者 1提案者につき3名以内とする。

(プロジェクトリーダー及び説明者は必ず出席すること。)

④持ち時間 30分以内

(プレゼンテーションの時間20分以内、質疑応答10分程度。)

⑤その他

- ・プレゼンテーション実施時の追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションは提出した企画提案書等に沿って説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションの際にパソコン等の使用も認める。
- ・スクリーン及びプロジェクター以外の機器（パソコン、HDMIケーブル以外の接続ケーブルを含む。）は各自で用意すること。

[使用予定モニタ：アイリスオーヤマ IB-65UHD02B]

(2) 審査基準

詳細は「諫早市結婚活動支援業務プロポーザル審査・評価要領」のとおり。

評価項目	評価基準	評点
1 実績	・婚活セミナーやイベント等その他類似業務を開催した実績があり、業務に対応できる十分なノウハウがあるか。	10点
2 業務実施方針	・業務の目的に十分に理解があり、提案の基本的な考え方や取組方針が妥当であるか。	5点
3 実施体制	・業務を安定的に遂行できる実施体制となっているか。	5点
4 事業内容	・業務工程が効率的、計画的で実現性があるか。	10点
	・長崎県婚活サポートセンターあいたかとの連携が企画内容に盛り込まれているか。	5点
	・本市の特徴を掴み、地域の特性を生かしたイベントとなっているか。	10点

	・効果的な広報手段により集客効果を向上させる工夫がされているか。	15点
	・カップル成立につながるような、参加男女が交流する機会が提案内容に盛り込まれており、より高い事業効果が見込まれる内容となっているか。	20点
	・上記のほか、本業務目的を達成するためユニークな独自提案があるか。	10点
5 価格	満点（10点）×各提案者の見積額のうち採点の額 ÷ 自社の見積額（小数点以下切捨）	10点
合 計		100点 満点

（3）優先交渉権者の選定

選定委員会において、評価の合計点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。合計点が同点となった場合は、提案見積書における費用の見積額が低い方を上位とする。

（4）次点交渉権者の選定

優先交渉権者の企画提案参加資格が取り消された場合は、次に合計点が高い事業者を繰り上げるものとする。

（5）審査結果通知

（ア）審査結果通知

1次審査および2次審査それぞれの参加者すべてに電子メールにて通知するとともに、受託候補者（優先交渉権者）となった事業者については、事業者名および得点を本市公式ホームページ上で公表する。なお、通知先のメールアドレスは、企画提案提出届（様式第6号）下部に記載のものとする。

（イ）通知日（予定）

令和8年7月下旬

（6）その他

提案者が1者の場合であっても審査は行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その提案者を優先交渉権者として選定する。

12 契約締結

(1) 契約の締結

契約内容および仕様については、原則として企画提案書の内容を採用することを想定しているが、優先交渉権者の決定後に本市と詳細を協議の上、最終決定することとする。その際、改めて見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

- (2) 優先交渉権者が契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議及び調整が整わなかった場合には、次点交渉権者と契約に向けた協議及び調整を行い、予算の範囲内で契約を締結するものとする。

13 企画提案参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、企画提案参加資格を取消し、提出された企画提案書等は無効とする。

- (1) 参加申込以降に、本実施要領による参加資格を満たさないこととなった場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽であった場合
- (3) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確であった場合
- (4) その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した場合
- (5) 本実施要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に選定委員会委員又は関係職員に本案件に関する援助を求める等の接触を行った場合
- (6) 上記各号に該当するほか、本プロポーザルの中で著しく信義に反するものと選定委員会が認めた場合

14 その他事項

- (1) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせにも応じないものとする。
- (3) 応募の辞退をする場合には、任意様式の「応募辞退届」を提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性および客観性を期するため、公表する場合がある。
- (5) 本事業へ参加に要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - (ア) 実施要領等に示した参加に必要な資格がない者が参加表明を行った場合
 - (イ) 参加表明書や企画提案書等に虚偽の記載をした場合
 - (ウ) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な場合
 - (エ) 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
 - (オ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - (カ) 参加表明以降に、本要領による参加資格を満たさないこととなった場合

- (キ)その他実施要領等において示した参加条件等に違反した場合
- (7)本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定めるものとする。

15 本要領の効力

本要領は、公告の日から適用し、本事業の契約締結をもってその効力を失うものとする。